

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 28 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる5物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N—（4—クロロフェニル）—N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）イソブチルアミド及びその塩類

【通称名】 4 C l — i B F、

4—C h l o r o i s o b u t y r y l f e n t a n y l

- (2) 1—（3, 5—ジメトキシ—4—プロポキシフェニル）プロパン—2—アミン及びその塩類

【通称名】 3 C — P

- (3) N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—

フェニルテトラヒドロフラン—2—カルボキサミド及びその塩類

【通称名】 Tetrahydrofuranyl fentanyl、
THF-F

(4) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)
イソブチルアミド及びその塩類

【通称名】 4F-iBF、4-FIBF、
4-Fluoroisobutyryl fentanyl

(5) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)
プロパン-2-アミン及びその塩類

【通称名】 4-MMA-NBOMe

(6) (1) から (5) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

平成 30 年 3 月 1 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701